

**平成28年度における工事入札制度の改正
(平成28年5月20日以後発注分より適用)**

米子市総合評価方式による競争入札試行要領の改正について

1 目的

技術者の効率的な配置を図るため、改正を行うものです。

2 改正内容

総合評価方式入札においては、技術者を専任で配置しなければならないとしてきたが、これを見直し、建設業法施行令によることとする。

〈理由〉

建設業法上の金額要件を見直す「建設業法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、平成28年6月1日より施行されることに伴い、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円、建築一式工事以外の建設工事にあつては2,500万円から3,500万円にそれぞれ引き上げられた。これにより、総合評価方式入札における配置要件を見直し、技術者の効率的な配置を図るもの。

区 分	内 容
変更前	総合評価入札による建設工事の請負者は、配置予定技術者のうちの1人を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任として配置しなければならない。
変更後	配置予定技術者の専任としての配置は建設業法施行令によるため、要領では記載しない。

3 施行

平成28年5月20日以後に発注する入札物件から適用